

# 受領証

第 G324-70994030 号

NPO法人  
総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか 様

¥13,423-

但 令和6年能登半島地震災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和6年2月1日

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081

# 受領証

第 G324-71006757 号

NPO法人  
総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか 様

¥13,478-

但 令和6年能登半島地震災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和6年3月1日

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081

# 受領証

第 G324-71009985 号

NPO法人  
総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか 様

¥11,706-

但 令和6年能登半島地震災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和6年4月5日

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081

# 受領証

第 G324-71022513 号

NPO法人  
総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか 様

¥613-

但 令和6年能登半島地震災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和6年5月2日

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081